

お詫びと訂正

弊社刊行の『完全攻略 医薬品「登録販売者試験」合格テキスト 第4版』の本文中、以下の箇所
所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2015年4月8日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
78 頁	右欄の表、「体の局所に現れる副作用(77 ページ)」中、2の解答	○	×	2014/8/22 更新
99 頁	製剤名「 ^{かみきひとう} 加味帰脾湯カンゾウ含」の使用上の注意の欄	偽アルドス <u>ラ</u> ロン症	偽アルドス <u>テ</u> ロン症	2014/9/9 更新
259 頁	18～19 行目	化粧品を製造販売する場合は、製造販売業の <u>許可のみが必要で、通常、医薬品のように品目ごとの承認を得る必要はありません</u>	化粧品を製造販売する場合は、製造販売業の <u>許可を受けた者が、あらかじめ品目ごとの届出を行う必要があります。ただし、厚生労働大臣が指定する成分を含有する化粧品の場合は、品目ごとの承認を得る必要があります</u>	2015/4/8 更新